

福岡県医発第876号(地)

平成17年 8月 5日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



H5N2亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルス感染家きんの防疫措置に
おける抗インフルエンザウイルス薬の予防投与について

養鶏場の業務従事者等に対する健康調査の実施につきましては、平成17年7月30日付福岡県医発第850号にてお知らせしておりましたが、今般、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部(局)長宛に、別紙のとおり通知がなされた旨、日本医師会を通じて連絡がありました。

本通知は、今般発生したH5N2亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスのように弱毒性のものについては、ヒトへの感染報告はまだ無く、必要な感染防御策を施した場合の感染性は極めて低いことから、感染家きんが確認された場合であっても、強毒性のものであることが確認されない限り、防疫従事者その他の関係者への抗インフルエンザウイルス薬(リン酸オセルタミビル)の予防投与及び投与勧奨は行わないこととするよう、都道府県行政に求めるものであります。

また、併せて、防疫措置を講ずるに当たっては、①作業前後の健康状態を把握し、②従事に当たっては必要な感染防御策を施すよう徹底し、③体調不良者には当該作業に従事させないこととするとともに、④防疫従事者に高病原性鳥インフルエンザウイルスの呼吸器感染が疑われる症状が出た場合にリン酸オセルタミビルによる治療ができるよう、あらかじめその体制を確保することを求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知の上、貴会管下関係医療機関へのご周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





(地Ⅲ 7 2)

平成17年8月2日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

H5N2亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルス感染家きんの防疫措置に
おける抗インフルエンザウイルス薬の予防投与について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、養鶏場の業務従事者等に対する健康調査の実施につきましては、平成17年7月15日付（地Ⅲ 6 2）をもってお送りさせていただきました。

今般、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部（局）長に対し、H5N2亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルス感染家きんの防疫措置における抗インフルエンザウイルス薬の予防投与について通知がなされました。

本通知は、今般発生したH5N2亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスのように弱毒性のものについては、ヒトへの感染報告はいまだ無く、必要な感染防御策を施した場合の感染性は極めて低いことから、感染家きんが確認された場合であっても、強毒性のものであることが確認されない限り、防疫従事者その他の関係者への抗インフルエンザウイルス薬（リン酸オセルタミビル）の予防投与及び投与勧奨は行わないこととするよう、都道府県行政に求めています。

また、併せて、防疫措置を講ずるに当たっては、①作業前後の健康状態を把握し、②従事に当たっては必要な感染防御策を施すよう徹底し、③体調不良者には当該作業に従事させないこととするとともに、④防疫従事者に高病原性鳥インフルエンザウイルスの呼吸器感染が疑われる症状が出た場合にリン酸オセルタミビルによる治療ができるよう、あらかじめその体制を確保することを求めています。

つきましては、本通知をお送りいたしますので、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、よろしくご高配の程お願い申し上げます。



健感発第0729001号

平成17年7月29日

各都道府県 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

H5N2亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルス感染家きんの防疫措置に
おける抗インフルエンザウイルス薬の予防投与について

養鶏場において高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染し、又は感染した疑いのある家きん（以下「感染家きん」という。）が確認された場合の従業員等の健康調査については、「養鶏場の従業員等に対する健康調査の実施について」（平成17年7月14日付け健感発第0714001号本職通知）によって通知したところであるが、今般発生したH5N2亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスのように弱毒性のものについては、ヒトへの感染報告はいまだ無く、必要な感染防御策を施した場合の感染性は極めて低いことから、感染家きんが確認された場合であっても、強毒性のものであることが確認されない限り、防疫従事者その他の関係者への抗インフルエンザウイルス薬（リン酸オセルタミビル）の予防投与及び投与勧奨は行わないこととされたい。

なお、防疫措置を講ずるに当たっては、①作業前後の健康状態を把握し、②従事に当たっては必要な感染防御策を施すよう徹底し、③体調不良者には当該作業に従事させないこととするとともに、④防疫従事者に高病原性鳥インフルエンザウイルスの呼吸器感染が疑われる症状が出た場合にリン酸オセルタミビルによる治療ができるよう、あらかじめその体制を確保すること。

おって、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。